

藤健福第1062号

平成26年2月17日

移動支援事業サービス提供事業者 様

藤井寺市福祉事務所長



移動支援事業の適正な運用について（通知）

平素は本市障害福祉行政に格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、日頃よりサービスの提供にあたり、十分な配慮をもって管理運営に努めていただけていると思いますが、このたび、藤井寺市管内事業所で下記のような請求のケースが見受けられました。つきましては、再度通知させていただきますので、ご確認いただき、本事業の適切な運用をお願いいたします。

記

①移動支援事業の受給者証の有効期間が終了しているにもかかわらず、サービスを提供し、費用を本市に請求するケース

⇒有効期間外の利用は決定時間及び利用者負担額の変更が考えられ、従来どおりの決定が下りるとは限りません。受給者証の有効期間が終了している状態で移動支援事業を提供し、本市に請求された場合、決定期間外の請求として、支払いには応じられない場合がありますので、必ずサービスを提供する前に受給者証及び契約内容をご確認ください。

②移動支援事業の請求時間に通院等介助で算定できる利用方法を請求するケース

⇒各種医療機関への通院、官公署へ公的手続き又は相談に訪れる場合、相談支援事業所へ相談に訪れる場合は、障害福祉サービスの通院等介助で請求してください。

<裏面へつづく>

なお、官公署や相談支援事業所での相談の結果、紹介された施設を見学する場合は通院等介助での請求となります。その際、官公署や相談支援事業所で紹介を受けた日時、場所、相談対応者の記録を保管してください。紹介を受けずに見学をした場合は、移動支援事業での請求となります。

以上

加えて、請求書において日付が空欄、また、上部の「移動支援」の箇所を選択していないケースが多く見受けられます。つきましては、請求される日付を必ず記入し、上部の「移動支援」の箇所を丸で囲むなどして、選択していただきますようお願いいたします。

〒583-8583（住所不要）

藤井寺市健康福祉部福祉総務課

電話番号：072-939-1106

FAX 番号：072-952-9503

E-mail: fukushi@city.fujiidera.osaka.jp